

第8回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年6月27日(水)午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

荒井紀子委員，大淵敏和委員長，小林克美委員，四戸友也委員，中井玲子委員，西谷隆委員，廣一馬委員(以上7名出席)

(2) 事務担当者

上坂事務局長，田中民事首席書記官，高見刑事首席書記官，伊藤総務課長，藤田総務課課長補佐

(3) 説明者

日本司法支援センター福井地方事務所 前川事務局長

4 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 本人訴訟の実情と問題点についての説明及び意見交換

(3) 日本司法支援センターの業務についての説明

(4) 地裁委員の任期終了に伴う感想等

5 意見交換時の意見，任期終了に伴う感想等の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

期 日：未定

テーマ：裁判員制度について

(別紙)

意見交換時の意見等の要旨等(:委員長, :委員)

1 意見交換

: 訴訟において、代理人として弁護士を依頼しないと、不利益になるおそれはないか。

: 代理人弁護士を依頼しないのも本人の自由であり、弁護士を依頼しないからといって不利益になるということはない。ただ、事案によっては弁護士に相談することを勧めることもある。

: 訴えを起こされた被告に弁護士を頼むための資力がなかったり、弁護士のあてがないような場合、何か手立てがあるのか。

: 法テラスに民事法律扶助という制度があり、弁護士の紹介やその費用を立て替えて貰うことが出来るが、扶助を受けるにあたっては資力等の審査がある。また、弁護士に要した費用は訴訟費用とはならないので、最終的には依頼した本人が負担することになるが、交通事故や不法行為に基づく請求の場合、弁護士費用の一部が損害として認められることもある。司法制度改革の検討過程でも、弁護士費用を訴訟費用として認めるか否かの議論があったが、訴訟を提起し難くなるということで、反対意見の方が強かった。

弁護士が付かない本人訴訟の場合、手続を一つ一つ説明し、納得してもらって進めることになるので、時間を要することになる。

: 本人訴訟は裁判官の負担感が大きいのは事実である。

: 本人訴訟の場合、その申立てのための書式等は用意されているのか。

: 裁判所のホームページには、簡易裁判所の主な手続において必要な書式が掲載されており、これらにふさわしい申立てであれば、比較的容易に申立書を作成することができる。

: 民事訴訟事件は増加しているのか。

: 裁判所の事件数が極端に増えているということはないが、各機関によるA

DRを利用した紛争解決の方法も増えており、それらを含めた数は増えてきていると思われる。

： 裁判官が現場を見に行くことがあるのか。

： 土地の境界に関する訴訟や、交通事故で過失が争われている訴訟の場合等に現場を見に行くことがある。ほとんどの場合、写真を出してもらっているが、例えば高低差があって写真だけでは分かり難いようなケースでは見に行くようにしている。

： 現場を見に行くにも、訴訟の当事者から証拠の申請がないと見に行けない。民事訴訟の場合、裁判所は受け身で、自ら積極的に動くことが原則的にできない。当事者のアクションが必要で、裁判所としては、その必要性をせいぜい示唆することがある程度である。

： 裁判所が現場を見に行ったりする場合は、裁判官や職員の旅費が必要になるし、鑑定費用や、遠方から証人を呼ぶ場合には、その旅費や日当も当面はそれらの申請をした当事者が負担することになる。そして勝訴した場合に、これらの費用を相手方に負担させることになる。

： 中学生が教員から暴力を受けて怪我をしたという訴訟で、7年間かかったという話を聞いたことがあるが、そのように時間がかかるのか。

： 民事訴訟事件全体の平均審理期間は約1年である。

地裁の民事通常事件について言えば、裁判官1人が100件から200件の事件を同時進行で処理している。

： ごく一部の事件が審理に長期間を要しており、そのために全体が長く見えてしまうこともある。日本の訴訟は世界的に見て遅い方ではない。当事者が裁判所に訴えを提起するまでに時間がかかっているケースもある。また、訴訟になってからでも、例えば鑑定を依頼したりした場合に、鑑定結果が出るまでに長期間を要することがあり、そのために審理期間も長くなることもある。

- : 原告は早く勝訴したいという気持ちだし、被告は十分な訴訟活動を行いたいという気持ちで臨んでいるから、バランスが問題になる。
- : 訴訟で勝った場合、当事者は現実にお金を回収することができるのか。
- : 勝ったからといって必ずしも回収できる訳ではなく、弁護士の場合は、一般的に回収の目途を立てた上で訴訟を提起しているようである。また、必要があれば、仮差押え等の保全手続も執っている。
- : 本人訴訟の場合、被告が自然人か法人かの区別がつかないまま訴えを提起しているケースもあり、そのために回収に結びつかないこともある。
- : 裁判官は100件以上の訴訟事件を担当しているということだが、そんなに多くの事件を処理できるのか。
- : 十分に可能である。実際には訴訟事件のほかに、破産事件や執行事件も担当しているが、これらについては書記官に任せられる部分については、必要に応じて書記官のサポートを受ける等して処理している。私が担当している事件全てを合わせると、10人程度の書記官が関与している。
- : 民事事件の場合、和解で決着することも多いのか。
- : 終局した事件のうち、和解で終結するものは3割から4割程度である。
- : 例えば交通事故の損害賠償で、保険会社は、事故の態様をコンピュータで検索して、過失割合の程度を算定しているようだが、裁判所ではそのような手法は執っていないのか。
- : 裁判所はそのような機械的な処理はしていない。保険会社が出した数字に納得できない人が裁判所にやってくるケースもよくある。
- : 裁判所でも、事故の態様等に応じた裁判例等の集積をしており、全国的にばらつきが出ないようにしている。

審理期間の話について、民事裁判だけでなく、刑事裁判についてみても、日本は世界的に見て短い方である。
- : 世間の注目を集めた事件、例えばオウム事件等は別として、殆どの事件は

短期間で処理されている。日本の刑事裁判は決して遅いということはない。

2 感想等

： 最近では、自分に関係のないことには無関心だという人が多いが、裁判員制度が始まって、一般の人が裁判に関係することになるのは、良いことだと思う。裁判所に対する印象も変わった。裁判員に選ばれた場合には、是非挑戦してみたい。

： 裁判所に関しては遠い世界のことだと思っていたが、この委員会で色々な話を聞き、印象が変わった。裁判員裁判の模擬裁判を体験したことが大変良かった。裁判員制度については、前向きな気持ちを向けるのが大切だと感じましたし、市民の皆さんにも感心を持ってもらいたいと感じた。

： 特に裁判員制度に関しては、勉強をさせていただいた。裁判員となった場合には、否認事件は判断が大変難しいと感じた。裁判官、検察官や弁護士の仕事は、それぞれ大事な仕事だし、大変難しい仕事だと思った。

： 裁判員制度の導入が、日本の教育を変えていくきっかけになればいいと思っている。法教育が大切なことは理解されているが、そのことが現場の教員にまで届いていない。教育者とのネットワーク、横の連携が図られると良いと考えている。地裁委員を経験させていただき大変勉強になった。

以 上